

令和6年度 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

パッケージ型支援

利用の手引き

令和6年4月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

独立行政法人中小企業基盤整備（中小機構）は、「中心市街地・商店街等診断・サポート事業（パッケージ型支援）」について、以下の要領にて利用地域を募集します。

中心市街地や商店街等の活性化の取り組みにご関心のある方は、応募書類に必要事項をご記入いただき、期日までに中小機構までご提出ください。

1. 事業概要

本事業は、複数の専門で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を通じて、地域の事業推進体制の強化、地域内の人材育成、事業構想や計画化、事業実現性の向上、事業収益力の強化を図り、面的地域価値の向上を後押しすることを目的として実施するものです。

（１）支援期間

本事業の支援は、原則１年度（令和７年３月）までとなります。ただし、継続審査により、最長３年度（令和９年３月）まで利用できます。

（２）支援の方法

原則として、月１回程度の訪問又はオンライン会議により下記のような支援の実施を想定しています。

- （ア）地域の面的価値を高める取り組みを重点的に支援するため、地域ニーズの抽出や地域課題の特定をはじめ、調査・分析等に基づいた助言・診断等。
- （イ）当該地域における新たな取組の検討・計画策定・事業化等に向けた、助言や面的な伴走支援等。
- （ウ）（ア）及び（イ）の支援を実施するため、支援対象者を中心としたワークショップ開催の協力の他、地域関係者へのヒアリング調査、中心市街地及び商店街等の踏査、地域課題の解決の参考となる事例の紹介等

2. 応募条件

(1) 応募（申込）対象者

- ①～③に記載された実施体制が整備でき、かつ、下記の表のいずれかに該当する者を対象としています。
- ① 市町村及び商店街等組織（組合員を含む）において、本事業の申請（申込）が認識されていること
 - ② 本事業の現地実務を担う担当者が選任されていること
 - ③ 現地において会議やグループディスカッション等ができる場所が容易に確保できること

支援対象者	対象となる課題・ニーズ
商店街等組織※ まちづくり会社	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等の店舗構成の見直しに向けた検討 ・空き店舗対策の検討や事業化 ・新規事業創出の検討・実施や既存事業のブラッシュアップ ・集客拠点整備等、ハード整備事業の検討及び実施体制・実施方法の検討・実施 ・デジタル化、DX 関連の整備事業の検討・実施 ・商店街組織やまちづくり組織のあり方や、MAP'S+O を意識した事業推進体制の構築に向けた検討及び取組の着手、改善 ・地域ブランディングなど面的な活性化及び空間利活用に関する検討や事業化 ・外部連携（域外の民間事業者等との連携・事業化等）に関する検討・実施 ・計画・ビジョン等の策定及び当該計画等に基づく事業の実施（中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定及び認定基本計画に基づく事業の実施は除く） ・その他機構が認めるテーマ
中心市街地活性化を検討する 商工会議所、商工会、まちづくり会社等の組織（地域組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立準備 ・協議会設立に向けたまちづくり会社等の設立・運営改善 ・行政へのまちづくり計画に対する意見提示 ・基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に関わる検討 ・エリアマネジメントに関する関係者の理解促進 ・エリアマネジメント推進のための仕組み構築 ・その他機構が認めるテーマ

※商店街等組織

- (ア) 商店街等（商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。以下同じ。）を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有する者
- (イ) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- (ウ) いわゆるまちづくり会社等、当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者をいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く
- ・中小企業者以外の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される者
 - ・申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者
- (エ) (ア) から (ウ) に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(2) 事業成果の公開への同意

本事業の成果について、本事業の報告書のほか、中小機構及び中小企業庁が活用・公表することがございます。なお、事業実施中に写真撮影（個人情報保護や企業秘密の保持に配慮します）し、活用することがあります。

3. 応募（申込）方法

応募書類に必要事項をご記入の上、応募（申込）先宛へ、**電子メール**にてお送りください。なお、応募書類を受付後、書類受領のメールを返信します。

(1) 応募書類（ご提出いただくもの）

- ・様式第15「中心市街地・商店街等診断・サポート事業（パッケージ型支援）申込書」
- ・様式第17「地方公共団体による連携計画書」

(2) 応募（申込）期間

令和6年4月15日（月）～令和6年6月7日（金曜日）※正午 必着

(3) 応募（申込）先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 まちづくり推進室

TEL 03-5470-1632

MAIL machi-support1@smrj.go.jp

※電子メールにて提出を受け付けます。

※様式（様式15～17）は中小機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/support/index.html

※応募書類の返還はできません。

4. 応募（申込）後の流れ

- ・申込書等の内容確認のため、ご連絡させていただく場合があります。
- ・補足資料の提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
- ・7月上旬に採択可否について通知書を電子メールにてお送りいたします。
- ・採択後、機構担当者及び専門家等により現地ヒアリングを行った後、中小機構において3名前後のプロジェクトチームを構成し、事業実施の具体的な内容・時期について打ち合わせを行った上で支援を開始します。

5. 採択（審査）の視点

応募（申込）書類の記載内容に基づき、外部有識者による第三者委員会にて、以下の観点から総合的に判断し、採択地域を選考・決定します。

(1) 応募者の実施体制

- ・対象事業の遂行に必要な役割分担やその体制があるか。
- ・地方公共団体等の関係機関と連携しているか。

(2) 課題解決の必要性と状況

- ・中心市街地や商店街等の課題が具体的であり、解決の必要性が高いと判断されるか。
- ・中心市街地や商店街活性化に協力するプレイヤーが存在し、推進体制構築の実現可能性があるか。
- ・課題解決に向けた熱意があり、本事業への積極的な姿勢が見られるか。

- ・応募者が考える課題解決に向けた取組スケジュールは妥当か。

6. 採択案件の公表

7月上旬の採択可否通知とともに、採択案件は中小機構のホームページに公表します。

7. 採択の取り消し等

以下のいずれかに該当する場合は、採択を取り消す場合がございます。

- ・採択までに何らかの理由により、応募対象者に該当しなくなった場合
- ・応募書類の記載内容に著しい変化があり、本事業の利用が著しく不適切な場合
- ・応募書類に虚偽の内容等が含まれていることが判明した場合

※採択された事業者において、やむを得ない理由等により取り下げる場合は、速やかに中小機構高度化事業部 まちづくり推進室までご連絡ください。

8. 継続（申込方法及び審査の視点）

（1）継続申込方法（ご提出）

次年度（3年度以内）の支援継続をご希望の場合、応募書類に必要事項をご記入の上、応募（申込）先宛へ、電子メールにてお送りください（令和7年2月21日（金曜日）正午 必着）。

なお、応募書類を受付後、書類受領のメールを返信します。

- ・様式第16「中心市街地・商店街等診断・サポート事業（パッケージ型支援）継続申込書」
- ・申込書の提出に合わせて、地方公共団体が作成する様式第17「地方公共団体による連携計画書」の提出を必須とします。

（2）応募（申込）先

- 3.（3）に同じ

（3）審査の視点

申込書類の記載内容に基づき、外部有識者による第三者委員会にて、以下の観点から総合的に判断し、3月頃に審査を行い、以下の観点から総合的に判断し決定します。

- ・中心市街地や商店街活性化に取り組む人材や組織が存在し、支援継続により推進体制の構築・強化が見込めるなど、支援継続の妥当性
- ・事業構想や計画等の進捗が、支援継続により見込めるなど、支援継続の妥当性
- ・申請者をはじめとする地域関係者が、引き続き本支援事業を通じて成長する意欲が示されていること

9. 個人情報の取扱いについて

本事業の応募書類にご記入いただく情報には、「個人情報」が含まれていますが、中小機構では、当該個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」など関係法令等に従い、適切に取り扱います。

また、以下の〈個人情報および協議会・商店街等情報の取扱いについて〉にご同意の上で、応募いただきますようお願い申し上げます。

〈個人情報および協議会・商店街等情報の取扱いについて〉

ご提供いただく個人情報は、本事業の審査、事業の管理・運営、事業実施等に関する各種連絡のために

利用いたします。

ご提供いただけない情報がある場合、審査を行えない場合がございます。

また、本事業は、中小機構が中小企業庁及び各地域の経済産業局及び沖縄総合事務局と連携して実施することから、応募書類にご記入いただいた情報や協議会・商店街等の審査及び支援内容に関する情報（個人情報を含みます）を上記機関で共有しますが、当該情報は各機関が関係法令等に基づき適切に取り扱います。なお、各機関とも、収集した個人情報については、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。但し、本業務の一部を委託し、当該業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。▼個人情報に関する中小機構の問い合わせ窓口

（個人情報の利用目的の通知、開示、内容の変更、追加、削除など）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 6 階

中小企業基盤整備機構 総務部総務課 個人情報保護担当 電話：03-5470-1500

<https://www.smrj.go.jp/privacy/>

10. 支援終了後

支援事業の改善等に活かすため、支援利用終了後に中心市街地・商店街等診断・サポート事業（パッケージ型支援）に係るアンケートを実施しますので、ご協力の程よろしく申し上げます。アンケート票等は支援終了前に中小機構より送付いたします。

また、支援の成果等について、中小機構及び中小企業庁のホームページ等で紹介することがございます。公表に当たって、取材等のご協力をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

11. 問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話：03-5470-1632

FAX：03-3578-3372

MAIL：machi-support1@smrj.go.jp